

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2008-538482
(P2008-538482A)

(43) 公表日 平成20年10月23日(2008.10.23)

(51) Int.Cl.

| | | | | | | |
|-------------|-------------|------------------|-----|--------|------|-------|
| HO4Q | 7/38 | (2006.01) | F 1 | HO 4 Q | 7/00 | 1 8 2 |
| HO4Q | 7/32 | (2006.01) | | HO 4 Q | 7/00 | 1 8 3 |
| HO4Q | 7/24 | (2006.01) | | HO 4 Q | 7/00 | 6 4 1 |
| HO4L | 9/08 | (2006.01) | | HO 4 Q | 7/00 | 6 7 0 |

HO 4 L 9/00 6 0 1 A

審査請求 未請求 予備審査請求 未請求 (全 14 頁) 最終頁に続く

| | |
|---------------|------------------------------|
| (21) 出願番号 | 特願2008-507705 (P2008-507705) |
| (86) (22) 出願日 | 平成18年4月10日 (2006.4.10) |
| (85) 翻訳文提出日 | 平成19年10月18日 (2007.10.18) |
| (86) 國際出願番号 | PCT/US2006/013195 |
| (87) 國際公開番号 | W02006/113189 |
| (87) 國際公開日 | 平成18年10月26日 (2006.10.26) |
| (31) 優先権主張番号 | 11/108,609 |
| (32) 優先日 | 平成17年4月18日 (2005.4.18) |
| (33) 優先権主張国 | 米国(US) |

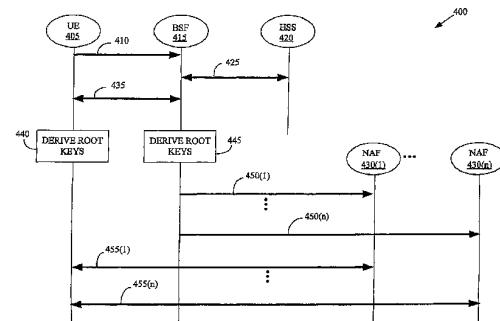
| | |
|----------|--|
| (71) 出願人 | 596092698 ルーセント テクノロジーズ インコーポ レーテッド アメリカ合衆国。O 7 9 7 4 - 0 6 3 6 ニュージャーシィ, マレイ ヒル, マウン テン アヴェニュー 6 0 0 |
| (74) 代理人 | 100064447 弁理士 岡部 正夫 |
| (74) 代理人 | 100085176 弁理士 加藤 伸晃 |
| (74) 代理人 | 100094112 弁理士 岡部 譲 |
| (74) 代理人 | 100096943 弁理士 白井 伸一 |

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】ルート鍵の提供

(57) 【要約】

本発明は、少なくとも1つのネットワーク・アプリケーション機能との通信を認証するための鍵素材の生成の方法を提供する。この方法は、ブートストラッピング鍵要求に応答して第1の鍵素材を決定することと、第1の鍵素材の決定に応答して第2の鍵素材を決定することとを含む。第2の鍵素材は、第1の鍵素材の決定に応答して、決定され、少なくとも1つのネットワーク・アプリケーション機能に提供される第3の鍵素材に一致する。



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

少なくとも 1 つのネットワーク・アプリケーション機能との通信を認証するための鍵素材の生成の方法であって、

ブートストラッピング鍵要求に応答して第 1 の鍵素材を決定することと、

前記第 1 の鍵素材の決定に応答して第 2 の鍵素材を決定することであって、前記第 2 の鍵素材が、前記第 1 の鍵素材の決定に応答して、決定され、前記少なくとも 1 つのネットワーク・アプリケーション機能に提供される第 3 の鍵素材に一致することとを含む方法。

【請求項 2】

ブートストラッピング鍵プロビジョニングの要求を提供することと、

ホーム加入者サーバ、ホーム・ロケーション・レジスタ、および認証、認可およびアクウンティング・サーバのうちの少なくとも 1 つに格納されているブートストラッピング情報にアクセスすることであって、前記ブートストラッピング情報にアクセスすることが、ユーザ・プロファイル、認証ベクトル、鍵値、ユーザ・セキュリティ設定、前記少なくとも 1 つのネットワーク・アプリケーション機能の指示、および前記少なくとも 1 つのネットワーク・アプリケーション機能のアドレスのうちの少なくとも 1 つにアクセスすることを含むことと、

前記ブートストラッピング情報に基づいて第 1 の鍵素材を決定することとを含む請求項 1 に記載の方法。

10

20

30

40

50

【請求項 3】

ブートストラッピング鍵生成プロセスを使用して、ブートストラッピング・サーバ機能を認証することを含む請求項 2 に記載の方法。

【請求項 4】

前記第 2 の鍵素材を決定することが、鍵導出関数に基づいて、前記少なくとも 1 つのネットワーク・アプリケーション機能に関連する少なくとも 1 つのルート鍵を決定することを含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 5】

前記第 2 の鍵素材を使用して、前記少なくとも 1 つのネットワーク・アプリケーション機能との少なくとも 1 つの安全な接続を形成することを含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 6】

少なくとも 1 つのネットワーク・アプリケーション機能との通信を認証するための鍵素材の生成の方法であって、

ブートストラッピング鍵要求に応答して第 1 の鍵素材を決定することと、

前記第 1 の鍵素材の決定に応答して第 2 の鍵素材を決定することであって、前記第 2 の鍵素材が、前記第 1 の鍵素材の決定に応答して、前記ユーザ機器によって決定される第 3 の鍵素材に一致することと

前記第 2 の鍵素材を前記少なくとも 1 つのネットワーク・アプリケーション機能に提供することとを含む方法。

【請求項 7】

ブートストラッピング鍵プロビジョニングの要求を受信することと、

ホーム加入者サーバ、ホーム・ロケーション・レジスタ、および認証、認可およびアクウンティング・サーバのうちの少なくとも 1 つに格納されているブートストラッピング情報にアクセスすることであって、前記ブートストラッピング情報にアクセスすることが、ユーザ・プロファイル、認証ベクトル、鍵値、ユーザ・セキュリティ設定、前記少なくとも 1 つのネットワーク・アプリケーション機能の指示、および前記少なくとも 1 つのネットワーク・アプリケーション機能のアドレスのうちの少なくとも 1 つにアクセスすることを含むことと、

前記ブートストラッピング情報に基づいて第 1 の鍵素材を決定することと

を含む請求項 6 に記載の方法。

【請求項 8】

ブートストラッピング鍵生成プロセスを使用して前記ユーザ機器を認証することを含む請求項 7 に記載の方法。

【請求項 9】

前記第 2 の鍵素材を決定することが、鍵導出関数に基づいて、前記少なくとも 1 つのネットワーク・アプリケーション機能に関連する少なくとも 1 つのルート鍵を決定することを含む請求項 6 に記載の方法。

【請求項 10】

前記第 2 の鍵素材を前記少なくとも 1 つのネットワーク・アプリケーション機能に提供することが、実質的に、前記第 2 の鍵素材を使用して前記ユーザ機器と前記少なくとも 1 つのネットワーク・アプリケーション機能との間に少なくとも 1 つの安全な接続が形成される前に、少なくとも 1 つのネットワーク・アプリケーション機能への前記第 2 の鍵素材を提供することを含む請求項 6 に記載の方法。 10

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、一般に通信システムに関し、より詳細には無線通信システムに関する。

【背景技術】

【0002】

従来の無線通信システムは、様々な認証技術を使用して、システムを介して送信される情報のセキュリティおよび／または保全性を保護する。例えば、Authentication and Key Agreement (AKA) プロトコルは、Third Generation Partnership Project (3GPP) 認証インフラストラクチャに実装されている。ネットワークにおける、および／またはユーザ側のアプリケーション機能がブートストラッピング技術を使用して共有鍵を確立できるようにするために、3GPP AKA プロトコルを活用することができる。 20

【0003】

図 1 は、3GPP AKA プロトコルに基づくブートストラッピング・アーキテクチャ 100 の従来のモデルを概念的に示す。ブートストラッピング・アーキテクチャ 100 は、インターフェイス Z_h によってブートストラッピング・サーバ機能 (Bootstrapping Server Function : BSF) に結合されるホーム加入者サーバ (Home Subscriber Server : HSS) を含む。BSF は、インターフェイス U_b によって 1 つまたは複数のユーザ機器 (UE、一般にモバイル・ユニットとも呼ばれる) に結合される。また、BSF は、インターフェイス Z_n によってネットワーク・アプリケーション機能 (NAF) にも接続される。NAF は、インターフェイス U_a によって UE に結合される。ブートストラッピング・アーキテクチャ 100 に含まれるエンティティについては、参照によりその全部が本明細書に組み込まれる、3GPP 技術仕様書 3GPP TS 33.220 V6.3.0 (2004-12) に詳細に記載されている。 30

【0004】

図 2 は、従来のブートストラッピング手順 200 を概念的に示している。UE は、矢印 205 によって示されるように、BSF に要求を送信することによって、ブートストラッピング手順 200 を開始することができる。BSF は、双方向矢印 210 によって示されるように、ユーザ・セキュリティ設定および／または認証データ、例えば認証ベクトルなどを HSS から取り出すことができる。BSF は、(矢印 215 によって示される) 認証要求を UE に送信する。認証要求 215 は、HSS から取り出されたユーザ・セキュリティ設定および／または認証データに基づいて形成することができる。認証要求 215 は、認証プロセスで使用され得る乱数および／または認証トークンを含み得る。UE は、Authentication and Key Agreement 手順を実行して (220)、認証要求が許可されたネットワークからのものであることを確認する。UE は、様 40

々なセッション鍵および／またはダイジェストAKA応答(digest AKA response)を計算することもできる。

【0005】

ダイジェストAKA応答は、(矢印225によって示されるように)BSFに送信され、BSFは、ダイジェストAKA応答に基づいてUEを認証することができる(230)。次いでBSFは、1つまたは複数の鍵(Ks)、および鍵の1つまたは複数のライフタイムを生成することができる(230)。矢印235によって示されるように、鍵を含む確認メッセージ、および入手可能な場合は鍵のライフタイムがUEに送信される。確認メッセージの受信に応答して、UEは、BSFによって生成された1つまたは複数の鍵(Ks)に対応すべき1つまたは複数の鍵(Ks)を生成することができる(240)。UEおよびBSFは、鍵(Ks)を使用して、UEとNAFとの間の通信に使用できる鍵素材(key material)Ks_NAFを生成することができる。

10

【0006】

図3は、UEとNAFとの間の安全な通信リンクを形成する従来の方法300を概念的に示す。UEは、鍵(Ks)を使用して鍵素材Ks_NAFを導出し(305)、次いで矢印310によって示されるように、NAFにアプリケーション要求を送信する。アプリケーション要求310は、一般に、ブートストラッピング・トランザクション識別子(B-TID)、および他の情報を含む。NAFは、矢印315によって示されるように、BSFに認証要求を送信する。認証要求315は、B-TIDおよびNAFホスト名を含む。BSFは、矢印320によって示されるように、認証応答を提供する。認証応答320は、一般に、鍵(Ks)から導出された鍵素材Ks_NAF、および適切な任意の鍵のライフタイムを含む。鍵素材Ks_NAFは、NAFによって格納され(325)、アプリケーション応答がUEに提供される。安全な通信リンクを形成する方法300が完了すると、UEおよびNAFは、図1に示されているインターフェイスUaを介して安全に通信することができる。

20

【非特許文献1】3GPP技術仕様書 3GPP TS 33.220 V6.3.0(2004-12)

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

しかしながら上述した3GPP GBAアーキテクチャなど、従来のブートストラッピング手順は、様々なサービスおよび技術によって必要とされるルート鍵、特に、既存のサービスによって必要とされるルート鍵のプロビジョニングに配慮していない。例えば、BTIDなどの情報やUEとNAFとの間に送信される様々な知識の交換を容易にするために、ルート鍵のプロビジョニングの標準を変更する必要がある場合がある。ブートストラッピング手順と互換性があるように設計されていない新しいおよび／または既存のサービスは、それらの既存のハードウェアおよび／またはソフトウェアを使用してルート鍵を確立することができない場合がある。さらに、ブートストラップのプロビジョニングに対応するようにハードウェアおよび／またはソフトウェアを変更することによって、結果として他のアプリケーションによって使用されるソフトウェアおよび／またはライブラリに望ましくない変更がもたらされる可能性がある。

30

【課題を解決するための手段】

【0008】

以下は、本発明のいくつかの態様を基本的に理解できるように、本発明の簡単な概略を示す。この概略は、本発明の網羅的な概要ではない。本発明の主要なまたは重要な要素を特定したり、本発明の範囲を表したりするものではない。その唯一の目的は、後述されるより詳細な説明の前置きとして簡単な形でいくつかの概念を示すことである。

40

【0009】

本発明の一実施形態では、少なくとも1つのネットワーク・アプリケーション機能との通信を認証するための鍵素材の生成の方法が提供される。この方法は、ブートストラッピ

50

ング鍵要求に応答して第1の鍵素材を決定することと、第1の鍵素材の決定に応答して第2の鍵素材を決定することとを含み得る。第2の鍵素材は、第1の鍵素材の決定に応答して、決定され、前記少なくとも1つのネットワーク・アプリケーション機能に提供される第3の鍵素材に一致し得る。

【0010】

本発明の別の実施形態では、少なくとも1つのネットワーク・アプリケーション機能との通信を認証するための鍵素材の生成の方法が提供される。この方法は、ブートストラッピング鍵要求に応答して第1の鍵素材を決定することと、第1の鍵素材の決定に応答して第2の鍵素材を決定することとを含み得る。第2の鍵素材は、第1の鍵素材の決定に応答してユーザ機器によって決定される第3の鍵素材に一致する。この方法は、第2の鍵素材を少なくとも1つのネットワーク・アプリケーション機能に提供することを含み得る。

10

【0011】

本発明は、添付の図面と併せて、以下の説明を参照することによって理解できる。図中、同様の参照番号は、同様の要素を示す。

本発明は、様々な変更形態および代替形式の余地があるが、その特定の実施形態は、図面において一例として示されており、本明細書で詳しく説明される。しかし、本明細書における特定の実施形態の説明は、本発明を開示された特定の形式に限定するものではなく、逆に、本発明は、変更形態、均等物、および代替形態を添付の特許請求の範囲によって定義された本発明の意図および範囲内に包含するものであることを理解されたい。

20

【発明を実施するための最良の形態】

【0012】

本発明の例示の実施形態について以下で説明する。明瞭にするために、本明細書に実際の実装形態のすべての特徴が記載されているわけではない。任意のこうした実際の実施形態の開発において、実施形態ごとに異なる、システム関連やビジネス関連の制約の遵守など、開発者に特有の目的を達成するために、多数の実施に特有の決定がなされるべきであることは当然理解されよう。さらに、こうした開発努力は、複雑で時間がかかり得るが、それにもかかわらず、本開示の恩恵を有する当業者には日常の仕事であることを理解されよう。

【0013】

本発明の一部およびそれに対応する詳細な説明は、ソフトウェア、またはコンピュータ・メモリ内のデータ・ビットに関する演算のアルゴリズムおよびシンボリック表現に関して提供される。こうした説明および表現は、当業者がその仕事の内容を他の当業者に有効に伝えるためのものである。アルゴリズムは、本明細書で使用され、一般に使用される用語であるが、所望の結果をもたらす自己矛盾のない一連の工程であると考えられる。こうした工程は、物理量の物理的な操作を必要とするものである。通常、必ずしもそうではないが、こうした量は、格納し、転送し、結合し、比較し、別のある方法で処理することができる光、電気、または磁気の信号の形をとる。主に一般的な使用の理由で、こうした信号をビット、値、要素、シンボル、文字、用語、番号などと呼ぶことが時として便利であることがわかっている。

30

【0014】

しかし、こうした類似のすべての用語は、適切な物理量と関連付けられており、単にこうした量に適用される便利なラベルにすぎないことに留意されたい。特に明記しない限り、または説明から明らかであるように、「処理する」、「計算する」、「算出する」、「決定する」、または「表示する」などの用語は、コンピュータ・システムのレジスタおよびメモリ内の物理、電子量として表されるデータを処理し、コンピュータ・システムのメモリまたはレジストリまたはこうした他の情報記憶、送信、または表示装置内の物理量として同様に表される他のデータに変換するコンピュータ・システムまたは類似の電子コンピューティング装置のアクションおよびプロセスを指す。

40

【0015】

また、本発明のソフトウェアで実施される態様は、一般に、ある形式のプログラム格納

50

媒体上に符号化され、またはあるタイプの送信媒体を介して実施されることにも留意されたい。プログラム記憶媒体は、磁気（フロッピー（登録商標）・ディスク、ハード・ドライバなど）でも光（コンパクト・ディスク読み取り専用メモリ、すなわち「CD-ROM」など）でもよく、読み取り専用でもランダム・アクセスでもよい。同様に、送信媒体は、より線対、同軸ケーブル、光ファイバ、または当技術分野で知られている他の何らかの適した送信媒体とすることができる。本発明は、任意の所与の実施のこれらの態様によって制限されない。

【0016】

次に、本発明を、添付の図面を参照して説明する。様々な構造、システム、および装置は、単に説明の目的で、当業者にはよく知られている詳細で本発明を不明瞭にしないよう10に、図に概略的に示されている。それにもかかわらず、添付の図は、本発明の例示的な例を示し、説明するために含まれる。本明細書に使用される単語および句は、当業者によるこれらの単語および句の理解と一致する意味を持つと理解され、解釈されるものとする。用語または句の特別な定義、すなわち、当業者によって理解される通常の慣用的な意味とは異なる定義は、本明細書における用語または句の一貫した使用によっては暗示されないものとする。用語または句が、特別な意味、すなわち、当業者によって理解される以外の意味を持つ範囲で、こうした特別な定義は、この用語または句の特別な定義を直接、かつ明確に提供する定義的な方法で、本明細書に明示的に記載される。

【0017】

図4は、鍵をプロビジョニングする方法400の一実施形態例を概念的に示す。例示の実施形態では、ユーザ機器（UE）405は、（矢印410によって示されるように）ブートストラッピング要求を提供する。例えば、ユーザ機器405は、ブートストラッピング要求410をブートストラッピング・サーバ機能415に提供することができる。モバイル・ユニットとも呼ばれ得るユーザ機器405は、携帯電話、PDA、スマート・フォン、テキスト・メッセージ装置（text messaging device）、ラップトップ・コンピュータなどを含み得る。ブートストラッピング・サーバ機能415は、矢印425によって示されるように、ブートストラッピング情報をホーム加入者サーバ（HSS）420から取り出す。様々な代替実施形態では、ブートストラッピング情報は、認証ベクトル、1つまたは複数の鍵値、汎用ブートストラッピング・アーキテクチャ・ユーザ・セキュリティ設定（GUSS）などのユーザ・セキュリティ設定、1つまたは複数のネットワーク・アプリケーション機能（NAF）430（1-n）を示す情報、ネットワーク・アプリケーション機能430（1-n）のアドレスなどを含み得る。代替実施形態では、他のエンティティがブートストラッピング情報のすべてまたは一部を提供できることを当業者であれば理解されたい。こうしたエンティティは、ホーム・ロケーション・レジスタや、認証、許可、アカウンティング（Authentication Authorization and Accounting：AAA）サーバなどを含み得る。
30

【0018】

ユーザ機器405およびブートストラッピング・サーバ機能415は、矢印435によって示されるように、相互に認証し合う。一実施形態では、ユーザ機器405およびブートストラッピング・サーバ機能415は、3GPP技術仕様書3GPP TS 33.220 V6.3.0（2004-12）に記載されている汎用ブートストラッピング・アーキテクチャに実装されているブートストラッピング鍵生成プロセスなどのブートストラッピング鍵生成プロセスを使用して、互いに認証し合う。鍵素材は、相互認証手順435中に決定される。例えば、汎用ブートストラッピング・アーキテクチャに実装されたブートストラッピング鍵生成プロセスは、相互認証手順435中に鍵素材（Ks）を形成することができる。

【0019】

ユーザ機器405およびブートストラッピング・サーバ機能415は、ネットワーク・アプリケーション機能430（1-n）に関連する鍵素材（Ks_NAF1, . . . , Ks_NAFn）を別々に導出する（440および445）。一実施形態では、ユーザ機器

405 およびブートストラッピング・サーバ機能 415 によって導出された(440 および 445)鍵素材(Ks_NAF1, ..., Ks_NAFn)は、認証プロセス 435 中に決定された鍵素材に基づいて決定される。また、鍵素材(Ks_NAF1, ..., Ks_NAFn)は、ユーザ機器 405 およびブートストラッピング・サーバ機能 415 の相互認証(435)に応答して導出され得る(440 および 445)。鍵素材(Ks_NAF1, ..., Ks_NAFn)は、適切な鍵導出関数を使用して導出され得る。例えば、ネットワーク・アプリケーション機能 430(1)に関連する鍵素材は、例えば、Ks_NAF1 = KDF(Ks, NAF1, その他のパラメータ)など、鍵導出関数 KDF()を使用して導出することができ、式中、NAF1 は、ネットワーク・アプリケーション機能 430(1)を示す情報を含む。

10

【0020】

一実施形態では、ユーザ機器 405 およびブートストラッピング・サーバ機能 415 によって導出された(440 および 445)鍵素材は、1つまたは複数のルート鍵を含む。本明細書で使用される場合、「ルート鍵」という用語は、少なくともユーザ機器 405 およびネットワーク・アプリケーション機能 430(1-n)に共通の鍵を指す。ルート鍵は、ユーザ機器 405 と1つまたは複数のネットワーク・アプリケーション機能 430(1-n)との間の安全な通信セッションを確立するために使用され得るセッション鍵など、他の鍵を導出するために使用することができる。ルート鍵は、ロケーション・サービス(location service)などの新しいサービス、既存のサービス、および/または IEEE 802.11 技術、Blue tooth 技術、IP マルチメディア・システム(IMS)などのネットワーク・オーバーレイ(network overlay)など異なるアクセス技術のセキュリティを提供するために使用することができる。

20

【0021】

ルート鍵は、何日も、何ヶ月も、または何年もなど、相対的に長い期間にわたって維持され得る。例えば、ユーザ機器 405 に関連するルート鍵は、ユーザ機器 405 のユーザに関連するサブスクリプション期間中、変わらない場合がある。しかし、ユーザ機器 405 に関連するルート鍵は、変更したりリフレッシュしたりすることを当業者であれば理解されたい。例えば、不揮発性メモリを有していないユーザ機器 405 によって格納されたルート鍵は、ユーザ機器 405 の電源が切断されたときに失われたり消去されたりする可能性があり、この場合、新しいルート鍵を決定することができる。別の例では、相互認証手順 435 中に決定された鍵素材を変更することができ、その変更に応答して1つまたは複数の新しいルート鍵を形成することができる。

30

【0022】

次いで鍵素材(Ks_NAF1, ..., Ks_NAFn)は、矢印 450(1-n)によって示されるように、関連のネットワーク・アプリケーション機能 430(1-n)に提供される。例示の実施形態では、ブートストラッピング・サーバ機能 415 は、鍵素材(Ks_NAF1, ..., Ks_NAFn)の決定(445)に応答して、鍵素材(Ks_NAF1, ..., Ks_NAFn)を関連のネットワーク・アプリケーション機能 430(1-n)に提供する。したがって、ネットワーク・アプリケーション機能 430(1-n)は、鍵素材(Ks_NAF1, ..., Ks_NAFn)を要求する必要がなく、例えば、鍵素材(Ks_NAF1, ..., Ks_NAFn)がネットワーク・アプリケーション機能 430(1-n)にプッシュされてもよい。一実施形態では、鍵素材(Ks_NAF1, ..., Ks_NAFn)は、おおむね同時に関連のネットワーク・アプリケーション機能 430(1-n)に提供される。しかし、鍵素材(Ks_NAF1, ..., Ks_NAFn)が任意の順序で、ネットワーク・アプリケーション機能 430(1-n)へのプロビジョニング間の任意の時間遅延で、関連のネットワーク・アプリケーション機能 430(1-n)に提供され得ることを当業者であれば理解されたい。

40

【0023】

鍵素材(Ks_NAF1, ..., Ks_NAFn)が関連のネットワーク・アプリケーション機能 430(1-n)に提供されると、ユーザ機器 405 は、矢印 455(1-

50

n)によって示されるように、鍵素材 (Ks_NAF1, ..., Ks_NAFn) を使用して、ネットワーク・アプリケーション機能 430 (1-n) のうちの 1つまたは複数との安全な通信リンクを確立することができる。例えば、ユーザ機器 405 およびネットワーク・アプリケーション機能 430 (1-n) に格納されている鍵素材 (Ks_NAF1, ..., Ks_NAFn) は、同じであるはずであり、したがって、ユーザ機器 405 および適切なネットワーク・アプリケーション機能 430 (1-n) を相互認証するために使用され得る。いくつかの実施形態では、ネットワーク・アプリケーション機能 430 (1-n) のルート鍵を、そのドメイン名が変更される可能性がある、またはユーザ機器 405 にはわからない可能性のあるネットワークにおけるいくつかのサーバに格納することができる。したがって、オペレータは、ユーザ・サービス・プロファイルを、ルート鍵を必要とするネットワーク・アプリケーション機能 430 (1-n) の適切なアドレスを含むブートストラッピング・サーバ機能 415 に提供することができる。

10

【0024】

方法 400 は、ハードウェア、ソフトウェア、またはその組み合わせを使用して実施することができる。一実施形態では、ユーザ機器 405 で使用されるブートストラッピングおよびルート鍵プロビジョニング・ソフトウェアは、任意のアプリケーション固有のコードとは無関係とすることができます。鍵素材 (Ks_NAF1, ..., Ks_NAFn) が導出されると、ブートストラッピングおよび / またはルート鍵プロビジョニング・コードは、適切な記憶域を新しい鍵素材で更新することができる。次いでユーザ機器 405 におけるアプリケーションは、インターフェイスすることなく、またはブートストラッピングおよび / またはルート鍵プロビジョニング・コードを認識していなくても、ルート鍵を使用して、そのそれぞれのアプリケーションを安全にすることができます。また、鍵素材をブートストラッピング・サーバ機能 415 から受信し、記憶域を新しい鍵素材で更新することができるよう、ネットワーク・アプリケーション機能 430 (1-n) に新しいソフトウェアを追加することもできる。ネットワーク・アプリケーション機能 430 (1-n) におけるソフトウェアの残りは、更新されたり、変更されたり、または汎用ブートストラッピング・アーキテクチャなど、ブートストラッピング・アーキテクチャの存在を認識させたりする必要はない。したがって、ブートストラッピングおよび / またはルート鍵プロビジョニング・コードを追加することによってもたらされる、ユーザ機器 405、ネットワーク・アプリケーション機器 430 (1-n)、および / または既存のサービスに対する中断を低減することができる。

20

【0025】

これに対して、従来のブートストラッピングおよび / またはルート鍵プロビジョニング技術で、Ua インターフェイスを介して交換を運ぶには、送受信機および NAF における既存のソフトウェアへの変更を必要とする。第 2 に、ルート鍵が一度におよびその使用の前にプロビジョニングされない場合、ユーザ機器が特定の NAF からのサービスを必要とするとき、ユーザ機器は、ルート鍵を更新する必要があることになる。このことは、ルート鍵プロビジョニング・プロセスが今から始まるべきであることを示すために、ユーザ機器または NAF におけるサービス論理を変更することを必要とすることになる。

30

【0026】

上記に開示した特定の実施形態は、例にすぎず、本発明は、本明細書の教示の恩恵を有する当業者には明らかな、異なるが等価の方法で変更し、実施することができる。さらに、頭記の特許請求の範囲に記載された以外、本明細書に示された構造および設計の詳細に制限は加えられないものとする。したがって、上記に開示された特定の実施形態は、改変または変更することは明らかであり、こうしたすべての変形形態は、本発明の範囲および意図内にあると考えられる。したがって、本発明に求められる保護は、頭記の特許請求の範囲に記載されている。

40

【図面の簡単な説明】

【0027】

【図 1】3GPP AKA プロトコルに基づくブートストラッピング・アーキテクチャの

50

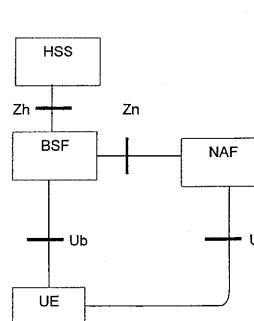
従来のモデルを概念的に示す図である。

【図2】従来のブートストラッピング手順を概念的に示す図である。

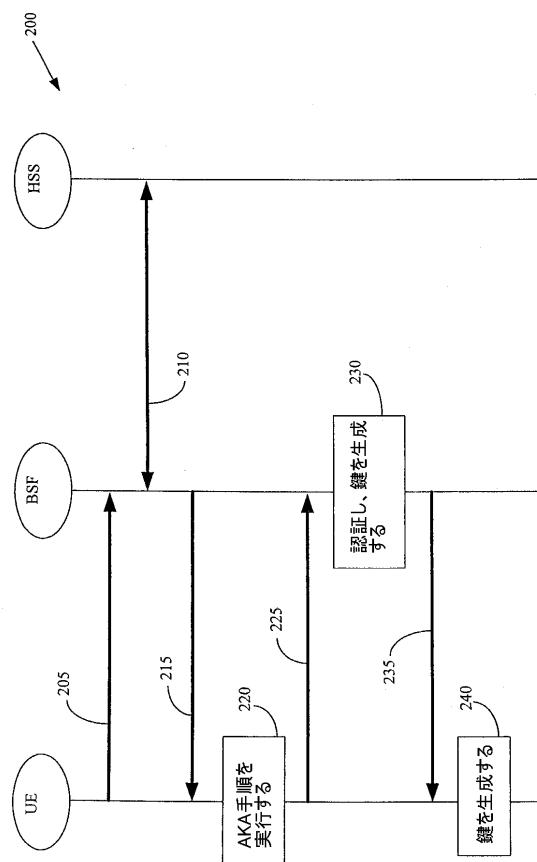
【図3】UEとNAFとの間の安全な通信リンクを形成する従来の方法を概念的に示す図である。

【図4】本発明による鍵を提供する方法の一実施形態例を概念的に示す図である。

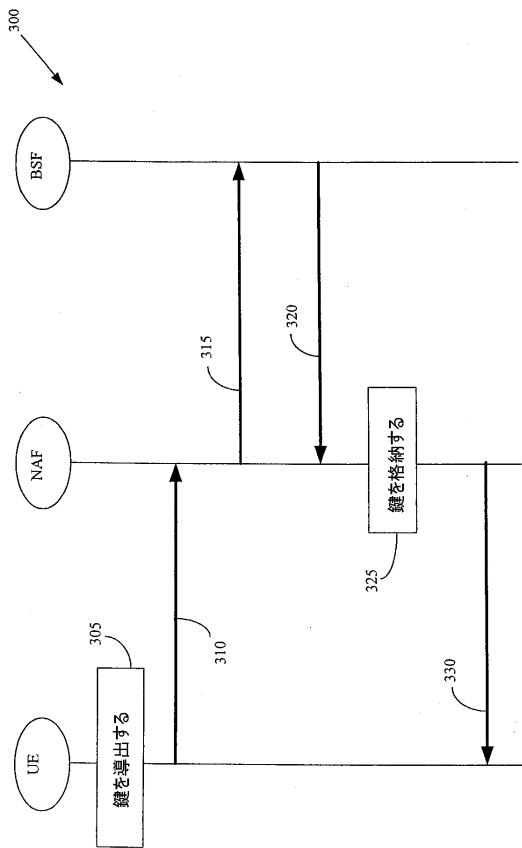
【図1】



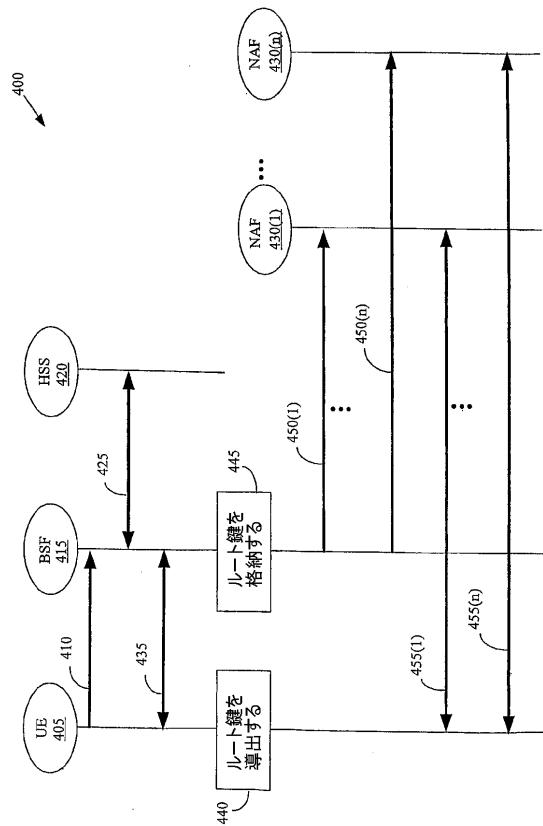
【図2】



【図3】



【図4】



【国際調査報告】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No
PCT/US2006/013195

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER
INV. H04L9/08

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)
H04L

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched

Electronic data base consulted during the International search (name of data base and, where practical, search terms used)

EPO-Internal, WPI Data, PAJ

C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

| Category* | Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages | Relevant to claim No. |
|-----------|---|-----------------------|
| X | "Universal Mobile Telecommunications System (UMTS); Generic Authentication Architecture (GAA); Generic bootstrapping architecture (3GPP TS 33.220 version 6.3.0 Release 6); ETSI TS 133 220" ETSI STANDARDS, EUROPEAN TELECOMMUNICATIONS STANDARDS INSTITUTE, SOPHIA-ANTIPOLIS, FR, vol. 3-SA3, no. V630, December 2004 (2004-12), XP014028221 ISSN: 0000-0001 cited in the application figure 4.3 paragraph [4.2.1] paragraph [4.5.2] – paragraph [4.5.3] -/- | 1-10 |

Further documents are listed in the continuation of Box C.

See patent family annex.

* Special categories of cited documents :

- *A* document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance
- *E* earlier document but published on or after the international filing date
- *L* document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)
- *O* document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means
- *P* document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed

T later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention

X document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone

Y document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art.

& document member of the same patent family

Date of the actual completion of the International search

Date of mailing of the International search report

13 September 2006

21/09/2006

Name and mailing address of the ISA/
European Patent Office, P.O. Box 5818 Patentlaan 2
NL - 2280 HV Rijswijk
Tel. (+31-70) 340-2040, Fax. 31 651 890 nl,
Fax: (+31-70) 340-3016

Authorized officer

GARCIA MAHEDERO, P

INTERNATIONAL SEARCH REPORTInternational application No
PCT/US2006/013195

| C(Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT | | |
|--|--|-----------------------|
| Category* | Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages | Relevant to claim No. |
| X | MENEZES A J ET AL: "Handbook of Applied Cryptography, key establishment protocols" HANDBOOK OF APPLIED CRYPTOGRAPHY, CRC PRESS SERIES ON DISCRETE MATHEMATICS AND ITS APPLICATIONS, BOCA RATON, FL, CRC PRESS, US, 1997, pages 489-508, XP002283799 ISBN: 0-8493-8523-7 A page 500, paragraph 12.22 ----- | 1,6 |
| A | WO 2004/034205 A (KOOLSPAN; FASCENDA, ANTHONY, C) 22 April 2004 (2004-04-22) abstract paragraph [0012] – paragraph [0018] ----- | 2-5,7-10 |
| A | | 1-10 |

INTERNATIONAL SEARCH REPORT
Information on patent family membersInternational application No
PCT/US2006/013195

| Patent document cited in search report | Publication date | | Patent family member(s) | Publication date |
|--|------------------|------------|-------------------------|------------------|
| WO 2004034205 | A | 22-04-2004 | AU 2003277308 A1 | 04-05-2004 |
| | | | AU 2003282495 A1 | 04-05-2004 |
| | | | AU 2003282497 A1 | 04-05-2004 |
| | | | WO 2004034213 A2 | 22-04-2004 |
| | | | WO 2004034214 A2 | 22-04-2004 |

フロントページの続き

(51) Int.CI.

F I

テーマコード(参考)

H 0 4 L 9/00 6 0 1 E

(81) 指定国 AP(BW,GH,GM,KE,LS,MW,MZ,NA,SD,SL,SZ,TZ,UG,ZM,ZW),EA(AM,AZ,BY,KG,KZ,MD,RU,TJ,TM),EP(AT,BE,BG,CH,CY,CZ,DE,DK,EE,ES,FI,FR,GB,GR,HU,IE,IS,IT,LT,LU,LV,MC,NL,PL,PT,RO,SE,SI,SK,TR),OA(BF,BJ,CF,CG,CI,CM,GA,GN,GQ,GW,ML,MR,NE,SN,TD,TG),AE,AG,AL,AM,AT,AU,AZ,BA,BB,BG,BR,BW,BY,BZ,CA,CH,CN,CO,CR,CU,CZ,DE,DK,DM,DZ,EC,EE,EG,ES,FI,GB,GD,GE,GH,GM,HR,HU,ID,IL,IN,IS,JP,KE,KG,KM,KN,KP,KR,KZ,LC,LK,LR,LS,LT,LU,LV,LY,MA,MD,MG,MK,MN,MW,MZ,NA,NG,NI,NO,NZ,OM,PG,PH,PL,PT,RO,RU,SC,SD,SE,SG,SK,SL,SM,SY,TJ,TM,TN,TR,TT,TZ,UA,UG,US,UZ,VC,VN,YU,ZA,ZM,ZW

(特許庁注：以下のものは登録商標)

1. Bluetooth

(74) 代理人 100101498

弁理士 越智 隆夫

(74) 代理人 100104352

弁理士 朝日 伸光

(74) 代理人 100128657

弁理士 三山 勝巳

(72) 発明者 パテル, サルヴァル

アメリカ合衆国 0 7 0 4 5 ニュージャーシィ, モントヴィル, ミラーズ レーン 3 4

F ターム(参考) 5J104 AA01 AA16 AA32 EA04 EA15 EA16 EA17 EA18 JA03 NA02

NA27 NA37 PA01 PA07

5K067 AA30 BB04 DD24 EE02 EE16 HH23 HH24 JJ64